

監査報告書

水俣市長

高岡利治様

令和2年 5月 23日

監事 宮本勝彬



私たちは、社会福祉事業法第40条の規程に基づき、社会福祉法人光明童園の2019年度（自平成31年4月1日から至令和2年3月31日まで）における児童処遇及び職員処遇、事業報告について監査を行い、その結果次のとおり報告する。

【1】監査の方法の概要

令和2年5月19日（火）午前10時より、児童養護施設光明童園紫光ホールにおいて、光明童園、湯出光明童園、児童発達支援センターにここの監査を実施した。それぞれの施設の園長、管理者、関係職員から、きめ細かい資料をもとに2019年度の事業報告を受けた。

【2】監査意見

・2019年度の事業報告書、関係帳簿をもとに報告。

「和顔愛語」の精神を基盤とし、長期事業計画を見据え、職員が心をそろえて利用者の支援にあたっていることが伺えた。

・光明童園では、綿密かつ長期的な計画が設定されている。更に計画書をもとに評価会議等も実施され、確実な実践へ向けての努力がなされている。

地域小規模児童養護施設等の充実も受け止めることができる。更には、職員間の雰囲気よさが、働きやすい職場をつくりだしているように思う。

・湯出光明童園では、園長を中心として、職員の意気・活気等が感じられる運営がなされている。子どもの悩み、意見、願い等を見逃すことがないように、丁寧な吸い上げがなされている。特に、対応の早さが子どもたちに安心感を与えているように思える。又、地域に密着した取り組みも高く評価すべきである。

・児童発達支援センターにここは、個別指導、家庭との連携にあたたかさを感じ、利用者の方のあつい信頼を受けている。確実に前進、充実していることを受け止めることができる。

【まとめ】

・それぞれの施設が、独自性を発揮しながら運営されているが、全体としては、ひとつにまとまり良好な状況にある。

引き続き、事業の進捗、到達度など、絶えずチェックしながら確実な実践を心掛けて欲しい。

監事監査報告書

令和 2年 5月17日

水 俣 市 長

高 岡 利 治 様

監事 永田 靖 印 

私は、社会福祉法第40条の規定に基づき、社会福祉法人光明童園の令和元年度（自平成31年4月1日から至令和 2年3月31日まで）における理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査を行い、その結果次の通り報告します。

1. 監査の方法の概要

- (1) 業務監査のため、理事及びその業務執行部門からの業務の報告の聴取、理事会議事録等の重要書類の閲覧、その他必要と認めた方法を用いて理事の業務執行状況を監査しました。
- (2) 会計監査のため、令和2年5月20日理事等から提出された事業報告書、財産目録、貸借対照表（決算附属明細表を含む）及び資金収支計算書及び事業活動計算書について、帳簿書類の閲覧及び照合、理事並びに関係部門からの報告の聴取、その他必要と認めた方法を用いて決算書類の正確性を調査しました。

2. 監査意見

- (1) 理事の業務執行は、法令及び、定款に従い、適法に行われており、指摘するべき不整の事実はないと認めます。
- (2) 事業報告書は、真実であり、事業の経過その他法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 財産目録、貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書は、正確であり、法令及び定款に従い、法人の財産の状況及び収支の状況を正しく示しているものと認めます。

以上